

# 訪問看護重要事項説明書



## 重要事項説明書 (訪問看護)

### 1. 事業所の概要

事業所名	にじぞら訪問看護ステーション
所在地	羽島市足近町5丁目579-1 アスカA棟105
事業所指定番号	2160490088
所長・連絡先	水野ひとみ・058-338-7656
サービス提供地域	羽島市全域、岐阜市、大垣市、安八郡、羽島郡、尾西市、一宮市

### 2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	4名以上
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。	1名
作業療法士		
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを行います。	2名
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から日曜日まで ただし、12月30日から1月3日までを除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで

(注) 年末年始(12/30~1/3)はお休みとさせて頂きます。

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算      利用する      利用しない

### 4. サービス内容について

- 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
  - 事業所は、別紙の日程により訪問看護サービスを提供します。
  - サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。
- サービス提供の記録等
- サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
  - 事業所は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成度などを評価します。

成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。

3) 事業所は、前記「訪問看護記録書」その他の記録をサービス終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## サービス内容例

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）  
※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、  
看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、  
看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

## 5. サービス利用料及び利用者負担 ➡ 別表参照

## 6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

## 7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

## 8. 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する年1回の研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を代表者とする

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 9. 事故発生時の対応

- ①サービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、誠意をもって対応します。もしサービス提供により事故が発生した場合は利用者の家族・利用者に関する事業所や市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②利用者に対する訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速

やかに行います。（訪問看護事業者賠償責任保険加入済み）

## 10. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

### 11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者を管理者とする。

### 12. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 13. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、毎月 26 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。  
(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

### 14. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。  
連絡先：にじぞら訪問看護ステーション  
(電話番号) 058-338-7656
- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けのこととなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。  
キャンセル料金 2,000 円

### 15. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
  - ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
  - ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
  - ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
  - ④ ご利用者様やご家族様が当事業所に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合については、文書通知をもって契約を解除させて頂くことがあります。
  - ⑤ ご本人・ご家族が故意または重大な過失により事業所もしくは、担当の看護師などの生命・心身・財産・信用などを傷つけ、または著しい不言行を行った場合又は行うことが予測される場合は直ちに契約を解除します。（具体的には暴力や暴言、強要を行った場合など）

- ⑥ 交通事情により、到着時間が前後することもあります。また、複数名で訪問する場合もあります。  
当事業所は担当制ではございません。訪問看護師の指定はご遠慮いただいております。

## 16. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	058-338-7656
FAX 番号	058-337-5696
担当者	水野ひとみ
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び岐阜県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

岐阜県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所 在 地：岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号：058-275-9826
	FAX 番号：058-275-7635
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
羽島市役所 健康福祉部高齢福祉課	所 在 地： 羽島市竹鼻町55
	電話番号：058-392-9932
	FAX 番号：058-394-0025

## 【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

事業所では、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

### ○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

### ○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

### ○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

### ○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

## 【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

### ○ 訪問看護ステーション内の利用

- ・ ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

### ○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### ○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

## **個人情報使用同意書**

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

### **1. 使用する目的**

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、居宅介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

### **2. 使用する事業者の範囲**

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者、行政等